

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横芝光町長

市町村名 (市町村コード)	横芝光町 (410)	
地域名 (地域内農業集落名)	上堺地区 (新青、関場、西、三軒家、東、入間、屋形荒場、三本松、立会、南川岸、南、宮前、道貴、新島新田、本郷、新島荒場、三島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状は認定農業者を中心に農地を集約しているが、営農を継続するためには後継者が不足している。
また、資材の高騰により施設・機械の維持管理が難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上堺地区の各地域のライスセンターを中心とした法人化の検討を進め、法人化した集落営農組織が後継者のいない農家の受け皿となるとともに、中心経営体である認定農業者を中心に担い手の育成・確保による農地の集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等を中心に農地集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの制度を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
単一の農業経営ではなく、水稻、ソラマメ、とうもろこし、ネギ、トマトなどの複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①目撃・被害発生場所等の情報を町へ提供し、有害鳥獣駆除隊等と連携し、捕獲体制の構築等に取り組む。